

ふくちやま

Fukuchiyama City Public Relations

—12月4日から12月10日は人権週間です—

平等への100年の歩み、 100年後の未来へ向けて



目次

- P2 水平社宣言を知っていますか？
- P3 人権ふれあいセンターの取り組み
- P4~5 性と生殖に関する健康と権利について
- P6 多文化共生を考える
- P7 児童クラブにおける人権研修
- P8~9 平和事業の取り組みの報告
- P10 子どもの権利について
- P11 その投稿、人を傷つけていませんか？
- P12 認知症を正しく知ろう
- P14 障害者雇用1000人のまちプロジェクト
- P15 身元調査お断り運動

2022年3月、全国水平社が創立100周年を迎えました。

創立大会で採択された「水平社宣言」は、差別に苦しんだ当事者自らが人間の尊厳・自由・平等を求めて声を上げた、日本初の人権宣言とも言われています。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ばれた水平社宣言。すべての人にとって自由で平等な社会を実現しようとする人々が立ち上がった歴史から100年がたった現代でも、貧困や格差、ジェンダーなど、様々な課題が身の回りに存在しています。

また、その課題は複雑さと深刻さを増しており、平等な社会の実現のためには、私たち一人ひとりが主体的に課題解決に取り組む姿勢が必要です。

100年前、すべての人の人権が尊重される社会の実現を願った先人たちの存在。その思いを受け継ぎ今を生きる私たちは、100年先にどのような未来を残せるでしょうか。

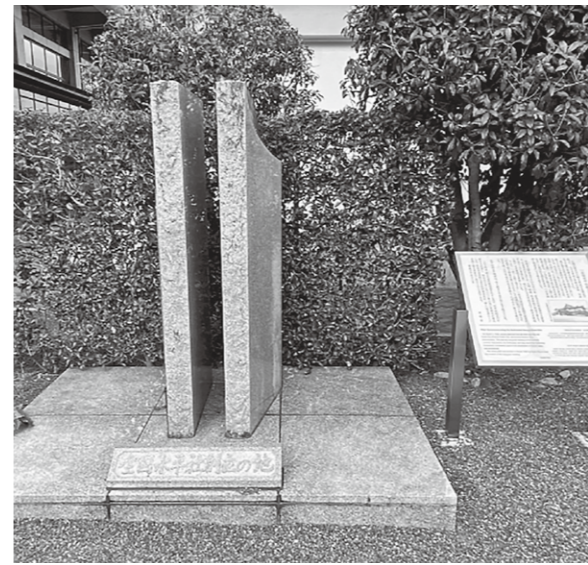
水平社宣言を知っていますか？〜100年前の人々が願ったこと〜

水平社宣言とは？



今から100年前の大正11年（1922）3月3日、被差別部落の解放をめざして設立された「全国水平社」の創立大会で読み上げられた宣言文が「水平社宣言」です。

水平社宣言には、長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いが綴られているだけでなく、すべての人があらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしていける社会の実現を願う気持ちが込められています。



全国水平社創立の地 記念碑（京都市・岡崎）

人権ふれあいセンターさわやか館がリニューアルオープンしました！

令和4年（2022）4月1日に人権ふれあいセンターさわやか館が、旧上夜久野児童館に移転し、リニューアルしました。

新しいさわやか館では、玄関をバリアフリー化し多目的トイレや調理室を新たに設置しました。隣接する中田集会所跡地では、駐車場と屋外作業場を整備され、子どもから高齢者まで幅広い年代が交流できる場になりました。



リニューアルした さわやか館

人権ふれあいセンターでは、人権と福祉の拠点施設として様々な取り組みを行っています。

人権ふれあいセンターでは、人を大切にし、人と人がつながり、地域のみなさんがほっこりできるコミュニティの場となるよう様々な取り組みを行っています。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決することを目的に、人と人のつながりを大切にして、お互いを認め合い、偏見や差別のないまちをつくるため、施設ごとに様々な取り組みを行っています。

①地域福祉

高齢者ふれあいデイサービス事業など高齢者の介護予防・健康増進のための取り組み



きらめき館 健康講座



さわやか館 お楽しみ会

②地域交流

文化教養教室の開催、文化祭などによる世代間交流の取り組み



堀会館 文化祭



南佳屋野会館 親子ふれあいまつり 展示

③人材育成

差別を許さない人材育成計画に基づく園児・児童・生徒との交流や人権講演会などの取り組み



南佳屋野会館 親子ふれあいまつり 太鼓



下六人部会館 原爆写真パネル展

④相談窓口

あらゆる困りごとの相談・支援に関する取り組み

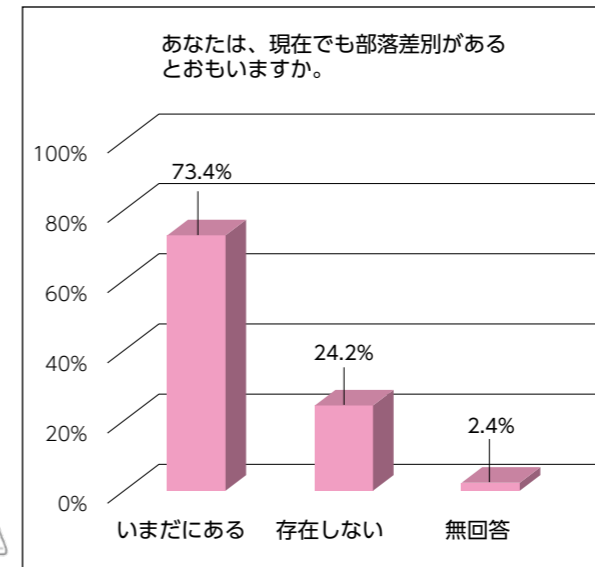
※人権ふれあいセンターの取り組みには、市内にお住まいであれば、どなたでも参加できます。施設によって時間や事業内容が異なりますので、それぞれの施設にお問い合わせください。

- 南佳屋野会館／27-6009 ■下六人部会館／27-0194
- 堀会館／23-3927 ■さわやか館／38-0328
- きらめき館／37-1311

（月曜日から金曜日まで、9：00から16：45まで）

■人権推進室
TEL24-7021・FAX23-6537

今、必要なこと



令和2年（2020）6月実施 法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査」

水平社宣言から100年たった今、宣言がめざした「誰もが一人の人間として尊重される社会」になったといえるでしょうか？

令和2年（2020）6月に法務省人権擁護局が実施した「部落差別の実態に係る調査」によると、約74%の人が部落差別はいまだにあると回答しており、被差別部落に対する差別意識は、いまだに解消されていません。

以前は見過ごされていた、様々なハラスメントが人権問題として認識されるようになったことを考えると、あらゆる場面で人権尊重の意識が高まっていることは確かです。

現代では、インターネット上での人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。こうした状況を考えると、部落差別に限らず、ある日突然差別の被害者になる可能性は、誰にとってもあり得ることです。

水平社宣言から100年たった今あらためて100年前の人々の願いに思いをはせるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題について考えを深め、全ての人の人権が尊重される社会について考えてみませんか。



■人権推進室
TEL 24-7021・FAX 23-6537

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間



毎年、11月12日～25日の2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。期間中は、男女共同参画センター（ハピネスふくちやま3階）や中央図書館などで、啓発展示を行います。ぜひ、ご覧ください。

デートDVってなに？

配偶者間などの親密な間柄で起こる暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といい、その中でも恋人間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。デートDVは、中高生など若い世代の恋人間でも起こっています。

大好きな人にされてない？してない？

身体的な暴力

手やモノで叩く、殴る・蹴る、首を絞める、モノを投げる など

性的な暴力

同意なく性的な行為を強要する、避妊をしない、裸の写真を撮る、SNSで流すと脅す など

経済的な暴力

デート代をいつも負担させられる、借りたお金を返さない など

社会的な暴力

どこで何をしているか常に報告させられる、友人との付き合いを制限する、携帯電話をチェックする

精神的な暴力

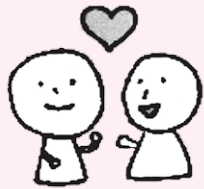
「バカ」とか「クズ」とか傷つく言葉をよく言われる、怒鳴る・脅す、無視する、自殺をほのめかす

このような行為は「好きだから」では許されません！



参考：大阪府 NO！デートDV冊子

大切な人との関係、もう一度考え直してみませんか？



気づかないうちに・暴力を受けているかも？暴力的な態度をとっているかも…

- 相手のことをとても優しく感じるときと、反対にととても怖いと感じるときの差が極端
- 相手の怒る理由を、あなたのせいにする
- 相手から何度も電話があり、どこで誰といるかチェックされる
- 怒って、相手の目の前で大声を出したり、モノにあたったりする
- 相手の行動、服装などを指示することは相手のためだと思っている
- 相手が自分のことを好きなら、嫌なことでも応じるべきだと思っている

相談窓口～ひとりで悩まず相談してください～

- ★DV相談ナビ #8008（はれれば）
- ★DV相談プラス（電話・メール・チャットで相談）0120-279-889
- ★福知山警察署 0773-22-0110
- ★京都府北部家庭支援センター 0773-22-9111
- ★福知山市人権推進室（男女共同参画センター）0773-24-7022

*男女共同参画センターでは、カウンセラーなどによる専門相談も実施しています。相談日程は上記二次元コードからご覧ください。（相談無料・要予約）



DV相談プラス



福知山市相談

■人権推進室 TEL24-7022・FAX23-6537

人にいちばん近いまちづくり「第54回人権を考える市民のつどい」を開催します！

令和4年（2022）3月3日に、全国水平社が創立100周年を迎えました。

12月の人権週間と合わせて、全国水平社創立100周年を記念して製作された映画「破戒」の上映会を開催します。

- 日時 12月6日（火）18：30～21：00
- 場所 福知山市民ホール
（ハピネスふくちやま4階 福知山市役所となり）
- 内容 ①映画「破戒」上映会
②和太鼓コンサート
③人権啓発パネル展
④人権相談
- 申込 必要（定員：250人） 申込みはこちらから
- 申込方法 ①スマートフォンで、上記二次元コードを読み取り、必要事項を入力して申込み
②市ホームページに掲載または人権推進室・市内施設の窓口に設置している参加申込書に、必要事項を記入のうえ、FAXまたは人権推進室まで申込み
- 申込期限 令和4年11月30日（水）まで



©全国水平社創立100周年記念映画製作委員会

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を知っていますか？

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ（SRHR）は、1994年、エジプト・カイロで開催された国連の国際人口開発会議で提唱された権利です。日本語では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。この言葉は、以下の4つの言葉が組み合わされて作られています。

●セクシュアル・ライツ

自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（女性か男性か、そのどちらでもないか）を自分で決められる権利

●セクシュアル・ヘルス

自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていること

●リプロダクティブ・ヘルス

性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的・精神的・社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること

●リプロダクティブ・ライツ

子どもを産むか・産まないか、いつ・何人子どもを持つかなど、自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利



セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルズ/ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害、また性暴力や買春など、さまざまな問題を幅広く含んでいます。

私たち一人ひとりの「人生」や「生き方」にも大きく関わる、誰もが持っている権利であるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルズ/ライツを知ることからはじめてみませんか。

参考：JOICFP <https://www.joicfp.or.jp/jpn/know/advocacy/rh/>



いつも見かけるけれど
私はあなたのことを知らない。

グローバル化が進み、世界規模で人が移動する時代。本市には、令和4年10月現在、1,140人の外国籍の人が住んでおり、10年前より約200人近く増加しています(福知山市全人口76,216人)。
現在は、新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制の影響で、外国籍の人の人口は減少していますが、今後は再び増加すると考えられます。
本市に住む外国籍の人は、特別な人やお客様ではなく、同じまちに暮らす生活者であり仲間です。外国籍の人も日本人も同じ福知山市民として認め合い、言葉と心の壁を取り除き、誰もが安心して生活できる多文化共生社会を築いていくためにも、まずは相手のことを知ることからはじめてみませんか。

■まちづくり推進課 TEL24-9174・FAX23-6537

「児童クラブにおける人権研修」



とって大切な学びと成長の時間です。指導員をはじめ子どもに関わる全ての大人が人権について正しい知識と行動力を持って、子どもたちに接することの大切さを肝に銘じて、これからも学び続けていきます。

現在、市では直轄の児童クラブを12か所、委託や地元運営も含めると15か所開設しており、常時110人余りの指導員が1600人ほどの児童の見守りをしています。児童クラブでは、1年〜6年までの子どもたちが同じクラブで過ごしています。学校では、同じクラスの中で互いを理解しコミュニケーションの取り方を学びますが、児童クラブでは日々利用する児童の顔ぶれが変わります。他学年の子どもたちと触れ合う学校とも家庭とも異なる環境の中で、子どもたちは自分たちの経験してきた価値観で人や物事に対応し、思ったことをそのまま態度や言葉に出すことから、トラブルになってしまいうこともあります。そんな時には、指導員が子どもたちの「ロールモデル」となり、正しい知識を持ち、適切に接することが、子どもたちにとって「人の嫌がることはしない」「相手の立場に立って考えてみる」など、何よりの人権を学ぶ機会になります。

児童クラブでは、指導員を対象に毎年、人権

研修をはじめ「救急救命講習」「不審者対応」「配慮を要する児童の対応」「読み聞かせ」などの研修を実施しています。

昨年度の人権研修では、「外国籍の人の人権問題」について学びました。現在は、外国籍の子どもたちが利用している児童クラブもありま

す。
研修で視聴したDVDは、外国籍の人の見かけや言動から、「外国の人はこわい」「自分の国のやり方ではなく、日本に来たならその国のやり方に合わせるべきだ」など自分の心の中にある偏見が差別的な言動につながっていく。しかしその外国籍の人が日本人の同僚を助けるといふ出来事をきっかけに「あいさつ」を交わしたり、声をかけたりするようになり、お互いの国やその人自身を理解し合うという内容でした。一人一人が改めて自分の心の中にも同じように偏見や差別をする心がないかを見つめ直す機会となりました。

児童クラブで過ごす時間は、子どもたちに

<指導員研修会の様子>



■生涯学習課 TEL24-7064・FAX24-4880

平和・人権文化学習事業の取り組みの報告(沖縄・長崎・広島)

本市では高校生や中学生を対象に平和事業を実施しています。今年度は、4人の高校生が7月24日から26日に国内唯一の地上戦となった沖縄へ、17人の中学生が8月5日から7日に被爆地広島へ、8月8日から10日に被爆地長崎で現地学習を行いました。次世代を担う若者が現地学習をとおして平和と人権の尊さについて学んだ内容を報告します。

沖縄人権文化体験研修

この取り組みは、「第三次福知山市人権施策推進計画」や「差別を許さない人材育成基本計画」に基づき、人権啓発リーダーとしての人材の育成を目的としています。

国内最大の地上戦の地である沖縄の歴史や文化、そして沖縄戦の実相にふれ、戦争の悲惨さと平和の尊さを学びました。

平和の礎

平和の礎は民間人、軍人、国籍を問わず、沖縄地上戦で犠牲となった全ての戦没者の名前が刻まれた記念碑です。24万人以上の名前が刻銘された記念碑を見て、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを実感できました。

糸数壕(アブチラガマ)

糸数壕は、沖縄本島南部にある自然洞窟(ガマ)です。戦争で傷を負った人で埋め尽くされ、多くの人の命が失われました。糸数壕の中に入ると、戦時中、ここで生活した人々がどのような気持ちで過ごしていたのか、思いをはせることができました。



平和の礎



糸数壕(アブチラガマ)

長崎平和学習の旅

「恒久平和のまち福知山」を多くの人に啓発する人材を育成するために、次代を担う若者が被爆地長崎での平和学習をとおして平和と人権の尊さについて学びます。

原爆資料館

原爆資料館では、原爆の被害を受けた人や物の写真や長崎に落とされた原爆の模型などが展示されていました。原爆の恐ろしさや長崎と広島との原爆の被害の違いなどを学びました。



原爆資料館



青少年ピースフォーラム

青少年ピースフォーラム

8月8日(月)・9日(火)の2日間、全国各地の小中高生・大学生と一緒に被爆体験講話やグループ学習などを通じて平和について考えたり、戦争によって大切なものを失ってしまったらどう感じるかなど戦争の疑似体験をとおして考えました。

フィールドワーク

「山王神社」「浦上天主堂」「原爆落下中心地」などをフィールドワークしました。実際に長崎の地を歩き原爆の被害などを見ることで、原爆の威力の大きさや原爆の悲惨さについて学びました。



フィールドワーク

広島平和行動

平和と人権について、自ら啓発・発信できる人材を育成することを目的に、被爆地広島で研修を実施しています。本年度は、本市の中学生17人が、自分たちの考えた平和行動を行い、平和と人権の尊さについて学びました。

原爆の子の像

2歳で被爆、12歳のときに原爆症白血病で入院し、鶴を千羽折れば病気が治ると信じて、鶴を折りつづけながら短い人生を終えた佐々木禎子さんの死をきっかけに建設されました。現在、像には平和な世の中になるよう祈りをこめて折られた折鶴が捧げられています。本市の保育園の園児たちから預かった折鶴や平和の作品を捧げました。

広島平和記念公園

施設や慰霊碑などを見学し、平和への思いを深め、平和な世の中にするために、自分たちができることについて考えました。

被爆体験伝承講話

最終日には被爆体験伝承者の方から講話を聞きました。「原爆の恐ろしさを多くの人に伝え、二度と戦争をおこさないようにしてほしい。過去は変えられないけど、未来は変えられる。見たこと聞いたことを伝えてほしい」と話されていました。



被爆体験伝承講話



広島平和記念公園



原爆の子の像

啓発活動

丘デイサービスでの報告会

8月24日(水)、夕陽が丘教育集会所で、「広島平和行動」「長崎平和学習の旅」の参加者が学習成果の報告会を行いました。

また、発表終了後はデイサービスの参加者と一緒に沖縄地上戦に関するDVDを視聴し、改めて平和について考える機会になりました。

第53回人権を考える市民のつどい

8月29日(月)、ハピネスふくちやま市民ホールで開催した第53回人権を考える市民のつどいでは、長崎平和学習の旅・沖縄人権文化体験研修の参加者に対し、「福知山平和大使」「福知山市人材育成リーダー」の委嘱を行いました。

また委嘱式の後、市民のみなさんに学習成果を報告しました。



「長崎平和学習の旅」発表会



「沖縄人権文化体験研修」発表会



平和パネル展



委嘱式



丘デイサービスでの報告会

■人権推進室 (TEL24-7021・FAX23-6537) ■子ども政策室 (TEL24-7055・FAX23-7011)

子どもの権利条約を知って、地域全体で子育て家庭を見守りましょう！

すべての子どもには、すこやかに成長・発達する権利や、生まれ育つ環境に左右されことなく将来に夢や希望をもって成長する権利があります。

その権利を定めたものが、子どもの基本的人権を保障するための国際条約「子どもの権利条約」です。

- 「生きる権利」 病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられる権利。
- 「育つ権利」 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができる権利。
- 「守られる権利」 あらゆる種類の虐待や子どもの自由を奪うことから守られる権利。
- 「参加する権利」 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動ができる権利。

子どもの権利が守られ、一人の人格として尊重されるためには、子どもを育てる保護者も認められ、また大切にされ、安心して暮らせる地域社会が必要です。

近年の子育て世代を取り巻く環境は変化し、子育てに関して相談できず、周囲から孤立する人も少なくありません。また、子ども自身も「相談したい」、「話したい」と思った時に受け止められる経験が少ないと、孤独感を深めてしまう場合もあります。

これらの状況が続くと、子どもが周囲の大人に受け止められながら培っていく自己有用感を下げ、自己実現の可能性を狭めてしまうかもしれません。

しかし、これらの状況は、家庭だけでは解決できない場合があります。子育て家庭を周囲から孤立させず、相談できる環境が必要です。

子ども政策室では、子育て総合相談窓口を置き、就学前のお子さんだけでなく、18歳までのお子さんとその家庭のあらゆる相談に応じています。

子育て家庭の皆さん、一人で不安に思うことがあったら、周囲の人や、子ども政策室に話してください。悩みや不安は一人で抱え込まず、誰かに話すだけでも、気持ちが楽になったり、解決の糸口が見つかったりすることもあります。

地域の皆さん、子どもたちや、子育て中の家庭を見守り、時々声をかけてみてください。誰かとつながれることが、子育て家庭や子どもたちにとっては、とても大きな励みになります。

子どもたちがすこやかに成長し、子育て家庭が認められ、安心して子どもを育てられる地域社会をつくっていきましょう。



■子ども政策室 TEL24-7055・FAX23-7011

その投稿、人を傷つけていませんか？

「SNS・インターネットのより良い使い方を学ぼう」

市内の小・中学校では、令和3年度から一人一台タブレット型端末が導入され、すでに子どもたちの日常の学びの道具となっています。

ICTなど技術革新や情報化による社会変化はこれまで以上のスピードで進展しており、SNSやインターネットを利用する子どもも多くなりました。SNSやインターネットは、自己表現のツールとして利用できたり、様々な人と気軽にコミュニケーションがとれたり、子どもの生活にも豊かさや便利さを与えています。

一方で、その匿名性や、簡単に情報発信ができることから、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別やいじめを助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。このような行為は人を傷つけるものであり、罪に問われることもあります。実際に子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。新しい情報や状況を的確につかみ、より良い利用の仕方をつけたり、正しく判断したりできるように、学び、考えていくことが大切です。

教育委員会では、平成28年度から児童生徒・保護者向けに「ネットトラブルストップ講座」を実施しています。インターネットに潜む危険性や、トラブルを未然に防ぐための正しい使い方などを、子どもと大人が一緒に学ぶ内容になっています。

【法務省 人権啓発サイト】

利用する際のルールのほか、ブロック・ミュートなどのユーザー保護機能の活用方法や、SNSの投稿の削除手順などが掲載されています。

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



「自分を守るためにできること」の一例

- ☆よく使うSNSのプライバシー設定
 - ・アカウントの公開、非公開
 - ・自分の投稿を読める人の範囲設定
- ☆一人で悩まず相談する
 - ・保護者や先生などの身近な大人へ
 - ・法務省「インターネット人権相談窓口」などの公的窓口へ

子どもたちを様々なトラブルから守るとともに、差別を許さず、すべての人がともに幸せを生きることができるよう心がけが大切です。

子どもも大人も、現状や正しい知識を学び、人権意識を高め、ルールやモラルを守ってSNSやインターネットを利用しましょう。

就学援助制度について

就学援助制度とは、経済的な理由で就学が困難な市立小学校・中学校または府立中学校に通う児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品や給食費などの経費を援助するものです。

援助の対象となる人は、

- ①申請時、生活保護を受けている人
 - ②現在、同一生計の所得者全員の市民税が、非課税または減免されるなどの措置を受けている人
 - ③同一生計の世帯全員の年間合計所得額が基準額以下である人
- (6月以降の申請は令和3年中の所得で審査します)

などの条件にあたる人となります。

※詳しくは福知山市教育委員会のホームページをご覧ください。在学中の学校または学校教育課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症による失業などのために経済状況が令和4年以降に大きく変わった人も対象となる場合があります。また、年度途中でも随時受け付けています。

援助を希望される人は在学中の小・中学校で申請書を受け取り、学校へ提出してください。

■学校教育課

(TEL 24-7062・FAX 24-4880)

◎認知症について学びませんか？

認知症サポーター養成講座を各地域で開催しています。

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対して自分のできる範囲で手助けをする応援者です。

日程	時間	場所	定員	担当
令和4年12月26日(月)	13:30~15:00	成和地域公民館	20名	成和地域包括支援センター
令和5年1月17日(火)	14:00~15:30	市民交流プラザ	15名	南陵地域包括支援センター
令和5年3月8日(水)	10:00~11:30	大江町総合会館	20名	川口地域包括支援センター

★随時、地域団体や学校、企業などを対象に出前講座も受け付けています。



◎子どもも認知症について学ぼう！

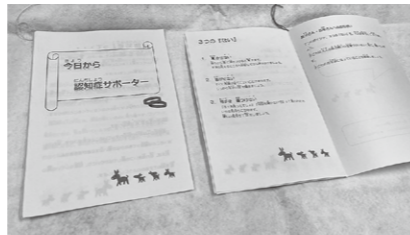
認知症の人と関わるための知識や技能を身につけたボランティア「オレンジサポーター」と一緒に、紙芝居を用いた、子どもでも分かりやすい認知症サポーター養成講座を開催しています。



子ども用の講座で使う紙芝居



受講した子どもへのプレゼント



保護者へのプレゼント

■地域包括ケア推進課 TEL24-7073・FAX22-9073



人権教室



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

面談、電話による人権に関する相談への対応や子どもの人権SOSミニレター事業を行っています。

(1) 人権相談

活動内容

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、全国の各市町村で活動を行っています。おもな業務として、市民の皆さんから人権相談を受けたり、人権についての啓発活動を行っています。現在、福知山人権擁護委員協議会では27名の人権擁護委員が積極的な活動を行っています。

人権擁護委員とは？

人権擁護委員活動紹介

(2) 人権侵害の被害者救済

いじめ、差別、虐待など「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、調査を行うなど、身近に起こる個別の人権に関する問題を解決に導く取り組みです。

(3) 人権啓発

人権の大切さを多くの人に知っていただき、また、考えていただくために、小学校や保育園・幼稚園などでの人権教室など様々な活動を行っています。



新型コロナウイルス感染防止対策を講じて相談業務を行っています。

人権相談の日程などの
お問い合わせは人権推進室へ
TEL 24-7021
FAX 23-6537

認知症を正しく知ろう

認知症はさまざまな原因で記憶や思考などの認知機能が低下し、生活するうえで支障が出てくる状態のことを言います。

◎認知症と加齢によるもの忘れとの違い

「加齢によるもの忘れ」	「認知症によるもの忘れ」
体験した内容の一部を忘れる	体験したこと自体を忘れる
ヒントを与えると思い出せる	ヒントを与えても思い出せない
忘れていたことを自覚している	忘れていたことを自覚できない
時間や場所などは正しく認識できる	時間や場所などの認識が混乱
日常生活に支障はない	日常生活に支障がある

認知症は原因によっては、早期に発見して適切な対応をとることで進行を抑えることが可能です。心配な時はかかりつけ医や「もの忘れ外来」や「認知症外来」の専門医を受診しましょう。

◎認知症の人への接し方のポイント

認知機能の低下により、いろいろなことが分からなくなっているように見えても、その人らしさや感情がなくなっているわけではありません。関わり方次第では、介護者を悩ませる周辺症状を和らげることができます。

具体的な対応の7つのポイント

- ①まずは見守る
- ②余裕をもって対応する
- ③声をかけるときは一人で
- ④後ろから声をかけない
- ⑤やさしい口調で
- ⑥おだやかに、はっきりとした話し方で
- ⑦相手の言葉を聞き取りゆっくり対応する

介護の方法に絶対はありません。今日うまくいった対応が明日うまくいくとは限りません。対応に悩んだ時は、担当のケアマネジャーや最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。

問い合わせ先

- 南陵地域包括支援センター TEL24-7073 FAX22-9073
- 大江地域包括支援センター TEL56-1106 FAX56-2018
- 川口地域包括支援センター TEL・FAX45-3904
- 六人部地域包括支援センター TEL・FAX45-3905
- 成和地域包括支援センター TEL・FAX45-3906
- 三和地域包括支援センター TEL58-3010 FAX58-3013
- 夜久野地域包括支援センター TEL37-1108 FAX37-5002
- 桃映地域包括支援センター TEL48-9525 FAX22-9073
- 日新地域包括支援センター TEL45-3227 FAX45-3073

身元調査お断り運動

～身元調査をなくしていくために～

身元調査（聞き合わせ）とは、結婚や就職のときに、本人から直接聞くのではなく、本人の知らないところで、知人や調査会社などを通して、国籍や家柄、出身地、信条などの個人に関する情報を調べることをいいます。

身元調査をすることは、個人の知られたくないことまで調べられるというプライバシーの侵害だけでなく、人権を侵害し差別を助長するものであることを認識しましょう。

自分は差別行為を行っていないつもりでも、その発言や行動が人を傷つけていることがあります。

不確かな情報によって間違った噂話が広まり、当事者（本人）を傷つけてしまうかもしれません。不確かな情報は広めてはいけません。

身元調査をしない・させない・見逃さないを実践できるようにしていきましょう。



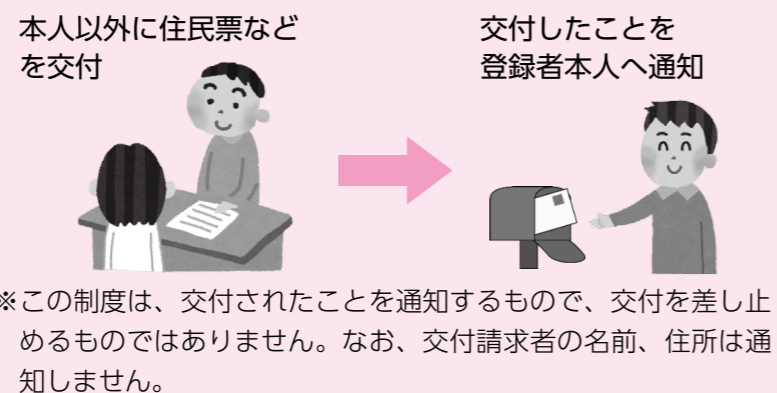
「事前登録型本人通知制度」に登録しましょう!

事前登録型本人通知制度は、住民票や戸籍の不正取得や特定の人物による権限の悪用を抑制し、市民のみなさんの人権とプライバシーを守るものです。福知山市に住民登録や本籍のある人が、事前に登録しておくことで第三者などの本人以外に戸籍や住民票の写しなどが交付されたときに、交付したことを登録者本人へ通知する制度です。戸籍や住民票の不正取得の早期発覚につながります。

登録するとき

- 受付窓口
市民課、各支所、各児童館、各人権ふれあいセンター
- お持ちいただくもの
運転免許証など本人確認できるもの
※顔写真がないものは、本人確認できるものが2つ必要になります。

登録した後（本人以外に住民票などを交付したときは）



多くの人に登録していただくことで、不正取得による個人の権利侵害防止や個人情報の不正請求の抑止力の強化につながります。

←次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。

■市民課 (TEL24-7014・FAX23-6537) 人権推進室 (TEL24-7021・FAX23-6537)

誰もが多様な働き方が
できるまちをめざして

本市では、障害のある人が就労の機会を得て、自分の仕事に誇りを持ち自立した生活を送れるよう、様々な関係機関との連携を強化し、障害のある人の雇用促進、定着支援に向けた「障害者雇用1000人のまちプロジェクト」に取り組んでいます。

障害者新規就労支度金制度

障害者手帳などを持っている人が、一般就労、福祉就労（就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援）を問わず、新たに就労した場合、就労支度金として**3万円**を支給します。



↑詳しくはコチラ

自動車運転免許教習費助成制度

身体障害者手帳を持っている人を対象とした本制度を拡充しました。**身体障害者手帳**、

障害者雇用支援事業

障害や障害のある人についての理解促進や、就労の場を確保するため、事業主を対象に、セミナーや先進企業の視察ツアーなどに取り組んでいます。



セミナーの様子 (6/24)



ツアーの様子 (9/7)

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人の運転免許取得にかかる教習費のうち、最大**20万円**を助成します。
(所得制限があります)



↑詳しくはコチラ

工賃向上支援事業

障害がある人の工賃収入※を向上させるため、就労継続支援B型事業所を対象として、魅力ある商品づくりなどに取り組んでいます。
※工賃収入・障害のある人が事業所での生産活動を通して得る収入

障害者福祉課で働く 仲間からのメッセージ

福知山高等技術専門校のキャリアアッププログラムを修了した後、令和2年11月から市役所で働いています。
主に入力作業や、伝票作成などの事務作業を担当しています。各業務担当の方からどのような業務であるかをあらかじめ伝えていただいているので、見通しを持って業務に取り組んでいます。
自分に今できることやできないことがたくさんあると思います。前を向いて進んでいけるよう頑張っています。

障害者福祉課

(TEL 24-7017・FAX 22-9073)

本人通知制度登録申請書

年 月 日

（あて先）福知山市長

窓口に来た人 （申込者）	住所	〒 _____ （福知山市）		
	氏名	フリガナ		
	連絡先	自宅・携帯 _____		
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人			

福知山市住民票の写し等の第三者等交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録申請者①	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者②	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者③	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者④	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	

注 申請の際に次の書類を提出又は提示してください。郵送の場合は、写しを提出してください。

- ① あなたが本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- ② あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- ③ あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）。ただし、同一世帯又は同一戸籍に属する者の登録申請をする場合、氏名欄に本人の自署があれば委任状の添付は不要です。

※ 次の欄は、記入しないでください。

本人確認	1	免・住・個・旅・身・療・在・外・その他（ _____ ）	3		権限確認
	2	保・年・社・学・その他（ _____ ）	番号		戸・後・委
受付	名簿登録	処理日	登録日	審査	決裁
		/	/		

キ
リ
ト
リ